

定款

一般社団法人Heartkids'LIFELINK

一般社団法人Heartkids'LIFELINK定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Heartkids' LIFELINKと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、少子化のなか変容するこどもの医療において以下を目的とした活動を行う。

(1)医療者育成・研究やキャリアパス支援

(2)医療が必要な当事者と家族がWHOの定める健康の定義に沿って日常及び社会で生き残るための諸活動

(3)社会啓発に資する諸活動

これらを通じ、こどもの医療という領域から「教育」をアップデートし、こどもも医療者も含め、誰もがのびのびと背伸びできる世界を実現する。

前記の目的を達成するため、以下の事業を行う。

(1)イベントやセミナーの実施

(2)学術出版物・書籍・教材コンテンツ等の企画・編集・制作、出版及び販売

(3)インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集、相談対応の取組

(4)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業・障害児相談支援事業等

(5)EC(電子商取引)サイト、アンテナショップ等の企画、制作、運営及び管理を通じた、医療が必要な当事者の社会参加の機会創出・就労支援に資する事業

(6)情報収集、分析、管理を通じた市場調査、課題検討

(7)調査を受けた各種の企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入並びにそれらに関するコンサルティング業務

(8)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、

その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録署名人1名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 1名以上

2 理事のうち1名以上は代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属等)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、残余財産の分配を行わない。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都世田谷区宇奈根二丁目3番19号-102号

設立時社員 香西 杏子

住所 福岡市東区みどりが丘一丁目8番6号

設立時社員 麻生 俊英

住所 札幌市中央区南六条西二十一丁目1番37号

設立時社員 浅井 英嗣

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 香西 杏子

設立時理事 麻生 俊英

設立時理事 浅井 英嗣

(設立時の代表理事)

第29条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 香西 杏子

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人Heartkids'LIFELINK設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士井栗禎子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年3月26日

東京都世田谷区宇奈根二丁目3番19号-102号

設立時社員 香西 杏子

福岡市東区みどりが丘一丁目8番6号

設立時社員 麻生 俊英

札幌市中央区南六条西二十一丁目1番37号
設立時社員 浅井 英嗣

上記設立時社員3名の定款作成代理人
東京都千代田区神田駿河台二丁目1番地34
司法書士 井栗 禎子

この定款は、当法人の成立に際して作成した原本に相違ないことを証明する。

令和7年8月13日

一般社団法人ハートキッズライフリンク
代表理事 香西 杏子

